

東かがわ市告示第16号

令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月20日

東かがわ市長 上村 一郎

令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の負担を軽減し、生活を支援するため、国の「重点支援地域交付金」を活用し、臨時的な措置として実施する、令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金（以下「本給付金」という。）は、前条の趣旨に基づき、東かがわ市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 本給付金の対象者は、令和8年3月31日（以下「本給付金基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、令和7年度東かがわ市物価高騰対応子育て応援手当支給事務実施要綱（令和7年東かがわ市告示第135号）に基づく対象児童を除く。（以下「本給付金の対象者」という。）

2 本給付金の対象者の属する世帯の世帯主（以下「支給対象者」という。）に対し、本給付金の対象者を合計した本給付金を支給する。

3 前項の規定により支給する支給対象者が本給付金基準日以降に死亡した場合において他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成員のうちから選ばれた者）を支給対象者とする。

4 前3項の規定に定めるもののほか、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給額)

第4条 前条第2項の規定により支給対象者に対して支給する本給付金の金額は、本給付金の対象者1人につき1万円とする。

(公金受取口座登録済者等に対する支給通知等)

第5条 市は、第3条の規定による支給対象者のうち公金受取口座（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「法」という。）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る預貯金口座をいう。以下同じ。）等の法第10条に規定する特定公的給付の支給に関し、取得及び利用可能な口座情報等の登録済者（以下「公金受取口座登録済者等」と

いう。)に対し、東かがわ市物価高騰対策給付金支給通知書(様式第1号)により通知を行う。

2 前項の通知を受けた支給対象者が、本給付金の支給を辞退する場合は、東かがわ市物価高騰対策給付金受給辞退の届出書(様式第2号)により、届け出るものとする。

(公金受取口座登録済者等に対する支給の方式)

第6条 前条の支給対象者に対する本給付金の支給は、第1号に掲げる方式において行うものとする。ただし、支給対象者から第2号に掲げる方式の申出があった場合は、指定期日までに、東かがわ市物価高騰対策給付金支給口座登録等の届出書(公金受取口座登録済者等支給対象者用)(様式第3号)を提出することにより支給の方式を変更できるものとする。

(1)公金受取口座等振込方式(公金受取口座登録済者等の口座に振り込む方式)

(2)指定口座振込方式(前号以外の指定口座に振り込む方式)

(公金受取口座登録済者等以外の者に対する支給申請及び支給の方式)

第7条 第3条の規定による支給対象者のうち公金受取口座登録済者等以外の者は、東かがわ市物価高騰対策給付金支給確認書(様式第4号)(以下「確認書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市に提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類の提出が困難な場合には、真にやむを得ない事情がある場合に限り、提示された書類を市が確認することにより、提出したこととみなすことができる。

(1)申請者の本人確認書類の写し

(2)振込先金融機関口座の確認書類の写し

(3)前2号に掲げるもののほか、市が必要と認める書類

2 前項の確認書等の提出に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号及び第4号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1)郵送申請方式 申請者が確認書等を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2)窓口申請方式 申請者が確認書等を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3)窓口現金交付方式 申請者が申請書を郵送等により市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4)現金書留交付方式 申請者が申請書を郵送等により市に提出し、市が現金書留で現金を交付することにより支給する方式

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出等を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1)本給付金基準日時点で、支給対象者の属する世帯の世帯構成者

(2)法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3)親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、確認書等の委任欄への記載を行い提出する。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、市が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等提出等の期限)

第9条 本給付金の申請に係る確認書等の提出受付開始日は、市が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和8年12月31日までとする。

(支給の決定)

第10条 市は、第6条の規定による届出書及び第7条の規定による確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、東かがわ市物価高騰対策給付金決定通知書(様式第5号)を通知し、本給付金を支給するものとする。

2 市は、前項に規定する内容の確認において、その内容に疑義を生じた場合は、当該申請者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市は本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに第7条の規定による確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市が第7条第1項に規定する確認書等を受理した後、確認書等の不備等について市が確認等に努めたにもかかわらず当該記載事項の補正等が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合、当該申請は取下げられたものとみなす。

3 市が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず当該記載事項の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合、当該申請は取下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市は、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者、給付金の返還を申し出た者又は偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給の決定を取り消し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定による給付金の返還については、この告示の失効後も、なお従前の例による。

## 別記（第3条関係）

配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、本給付金基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の本給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、本給付金基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく接見禁止命令又は第10条の2に基づく退去等命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 本給付金基準日の翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

様式第1号（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名

様

東かがわ市長

東かがわ市物価高騰対策給付金支給通知書

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の負担を軽減し、生活を支援するため、国の「重点支援地域交付金」を活用し、給付金を支給します。

本通知を受けた方は、特に申請等の手続きは必要なく、下記の支給口座へ振り込みを行います。

振込先口座の変更及び本給付金の受給を辞退される方は、別途手続きが必要になりますので、令和8年 月 日（ ）までにご連絡ください。

支給方法 口座振込  
支給日 令和8年 月 日（ ）  
支給口座  
支給額 万円  
対象者

	氏名	生年月日		氏名	生年月日
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

※令和8年 月 日（ ）までにご連絡がない場合は、支給内容を確認し、支給に同意したものとみなします。

お問合せ先

東かがわ市戦略情報課

物価高騰対策給付金事業担当

電話番号

受付印

東かがわ市物価高騰対策給付金受給辞退の届出書

東かがわ市長 様

1. 私は、「東かがわ市物価高騰対策給付金」の受給について辞退することをここに届けます。
2. 本届出により、「東かがわ市物価高騰対策給付金」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

本人確認書類貼付欄

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、基礎年金番号通知書、介護保険証、  
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

東かがわ市物価高騰対策給付金支給口座登録等の届出書

(公金受取口座登録済者等支給対象者用)

東かがわ市長 様



1. 届出者

(フリガナ) 氏 名	生年月日	住 所
	年 月 日	電話 ( )

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 振込先変更等

ア 指定の金融機関口座 (原則、1. の届出者の口座とします。) への振り込みを希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (フリガナのみ)
				※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 5.農協	本・支店	1 普通		
2.金庫 6.漁協	本・支所			
3.信組 7.信連	出張所	2 当座		
金融機関コード	店番			
4.信連				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・店番・預金種目・口座番号 (7桁)・口座名義」(通帳見開き下部に記載) をご記入ください。

※口座番号、通帳記号・番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。口座番号・通帳記号・番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

イ 窓口での現金支給を希望します。

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄 (□) に「✓」を入れてください)

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年12月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高騰対策給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

「東かがわ市物価高騰対策給付金支給口座登録等の届出書」(本書)

※必要事項をご記入ください。

「受取口座を確認できる書類の写し (コピー)」(※「2 振込先変更等」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し (コピー) など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し (コピー) をご用意ください。

「届出者本人確認書類の写し (コピー)」

※届出者の運転免許証、マイナンバーカード (表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等 (コピー) をご用意ください。

本人確認書類貼付欄

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、基礎年金番号通知書、介護保険証、  
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

振込先金融機関口座確認書類貼付欄

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカード  
の写し(コピー)

郵便番号  
住所  
氏名 様

東かがわ市長

東かがわ市物価高騰対策給付金支給確認書

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の負担を軽減し、生活を支援するため、国の「重点支援地域交付金」を活用し、給付金を支給します。

本通知を受けた方は、内容を確認し、令和8年 月 日( )までに、この確認書に必要事項を記載の上、裏面に本人確認書類及び振込先金融機関口座確認書類を貼付し、同封の返信用封筒にて提出してください。

審査の上、次のとおり給付金を支給します。

支給方法	口座振込 (指定された口座へ振り込みます。)				
支給日	本書を受付後、内容等を審査のうえ支給決定通知書にて支給日等をお知らせします。				
支給額	万円				
対象者					
	氏名	生年月日		氏名	生年月日
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

※令和8年12月31日までに提出がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したものとみなします。

※本給付金の受給を辞退される方は、ご連絡ください。

※金融機関で口座が開設できないなどの理由で、口座振込による受け取りができない方は、ご連絡ください。

上記内容に異議ありません。(異議がない場合は、氏名等をご記入ください。)

世帯主氏名	確認日	連絡先
	令和 年 月 日	

代理人が確認する場合には、下記の代理確認(受給)を記入してください。

代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所・連絡先
		年 月 日	電話番号
上記の者を代理人と認め、物価高騰対策給付金の確認・請求受給確認・請求及び受給を委任します。←法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名
			署名(又は記名押印)
			印

裏面も必ずご確認ください。

振り込みを希望する口座情報をご記入ください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード		1.銀行 5.員協 2.金庫 6.協協 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所  1.普通 2.当座		
		店番			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

提出書類

- 『東かがわ市物価高騰対策給付金支給確認書』（本書）  
※ 必要事項をご記入ください。
  - 氏名、確認日、連絡先(表面)
  - 振込先口座(裏面)
- 『本人確認書類の写し(コピー)』（裏面）  
※ 運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本人確認書類貼付欄に貼付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』（裏面）  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を振込先金融機関口座確認書類貼付欄に貼付してください。

※ 各欄の記入・チェック漏れや、提出書類の不備がないか再度ご確認ください。  
(記入・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類貼付欄

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、基礎年金番号通知書、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

振込先金融機関口座確認書類貼付欄

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

様式第5号（第10条関係）

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名

様

東かがわ市長

東かがわ市物価高騰対策給付金決定通知書

先に提出のあった物価高騰対策給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

支給方法	口座振込
支給日	令和8年 月 日 ( )
支給口座	
支給額	万円

お問合せ先  
東かがわ市戦略情報課  
物価高騰対策給付金事業担当  
電話番号